

平成29年度 磐田市廃棄物減量化等推進審議会（第3回）

日時：平成30年3月19日（月）午前10時～
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

- ・平成30年度一般廃棄物処理実施計画（案）について・・・・・・・・議 事 P 1～7
- ・平成30年度の取り組みについて

4. 報告

- ・平成29年度の取り組みについて・・・・・・・・報告1 P 8～
- ・旧クリーンセンターの解体工事について

5. 閉会

平成 30 年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 13 条に基づき、定めるものである。

1 基本方針

廃棄物の処理計画策定に当たっては、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び浄化槽法の趣旨により、廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、以下についてその推進を図り、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

- (1) 廃棄物の収集体制の確立
- (2) 清掃作業の効率的運営
- (3) 廃棄物の減量化・再資源化
- (4) 清掃思想の普及

2 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

3 計画区域 磐田市全域

4 一般廃棄物の排出量見込み

(1) 磐田市における平成 30 年度の一般廃棄物の排出量見込みは、次のとおりとする。

| 排出量見込み | 排出量 | 内訳 | | |
|---------|---------------------|---------------------|-------------------|-------------|
| | | 可燃ごみ | 資源にするごみ | 埋立ごみ |
| 定期収集ごみ量 | (27, 825) 27, 785 t | (24, 130) 24, 100 t | (3, 345) 3, 335 t | (350) 350 t |
| 直接搬入ごみ量 | (15, 775) 15, 865 t | (14, 670) 14, 700 t | (610) 640 t | (495) 525 t |
| 資源集団回収量 | (3, 170) 3, 100 t | | (3, 170) 3, 100 t | |
| 合計 | (46, 770) 46, 750 t | (38, 800) 38, 800 t | (7, 125) 7, 075 t | (845) 875 t |

※（ ）内は H29 年度排出見込量

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

| 排出量見込み | 内訳 | |
|----------------------|--------------------|----------------------|
| | し尿 | 浄化槽汚泥 |
| (29, 490) 29, 250 kℓ | (3, 750) 3, 650 kℓ | (25, 740) 25, 600 kℓ |

※（ ）内は H29 年度排出見込量

5 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 市が講ずべき方策

ア 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

- ① 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他必要な事項について審議する。

イ ごみの減量・リサイクルの推進

① 平成 30 年度の新たな取組み

(a) 市役所展示ブースを活用し、雑がみ資源化や食品ロス削減の啓発を行う。

(b) ごみ減量標語を募集し、市民のごみに関する意識向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

(c) ごみの排出抑制に向けて、市内小売店舗へレジ袋削減等の啓発表示の依頼を行う。

② 継続する取組み

(a) 資源回収の奨励や生ごみ堆肥化容器設置費の補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。

(b) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動を行う団体を支援することにより、3R活動の推進と市民の意識を醸成する。

(c) レジ袋削減のための買い物袋持参キャンペーン実施によるマイバッグ持参の啓発を行う。

(d) 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要について啓発するとともに、広報やホームページ等を通じて、ごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。

(e) 施設見学において雑がみ回収袋を配布し、分別・リサイクルの意識啓発を行うことで、雑がみの資源化を促進する。

(f) 広報やごみ分別アプリ等で分別・リサイクルの意識啓発を行うことで、雑がみの資源化や生ごみの水切りを促進する。

(g) 軽トラ市等のイベントで啓発を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

(h) リサイクルステーションで資源ごみを回収するほか、古紙・古布の拠点回収、パソコン・携帯電話等のBOX回収を実施する。

(i) クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。

ウ ごみの適正処理

① 発生するごみの量をできるだけ抑え、再使用、再生利用に取り組んだ上で、排出されるごみについて、適正な収集と処理をするためのルールづくりを進める。

② 磐田市クリーンセンターで搬入物調査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみからの紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や収集運搬許可業者に対し可燃ごみへ産業廃棄物が混入されないよう指導を行う。

(2) 市民が講ずべき方策

ア 市が示すごみ出しのルールを遵守し、自治会等が管理しているごみ集積所へ収集日の朝 8 時までに排出するものとする。

イ 市民は廃棄物の排出削減に努め、再生品の使用等により再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、廃棄物の減量や適正な処理に関して市の施策に協力するために、以下のことに努めるものとする。

- ① マイバッグを持参し、レジ袋・紙袋を断ることで、ごみの排出抑制に努める。
- ② 簡易包装商品や詰め替え用商品、リターナブル容器入り商品を選択することで、ごみの排出抑制に努める。
- ③ 生ごみを排出する時はひとしぼりする等、水分を切るための策を講じることで可燃ごみの削減に努める。
- ④ 家庭から排出される古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール等）は自治会等で実施する資源回収や回収ステーション等へ排出することで、資源化に努める。
- ⑤ 市が開設するリサイクルステーションを活用し、資源ごみの適正な排出と資源化に努める。
- ⑥ ごみ分別アプリや広報等で、市から発信される情報を利用し適正な排出に努める。

(3) 事業者が講ずべき方策

ア 事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関して市の施策に協力する。

イ 事業者は、排出者責任、拡大生産者責任を自覚し、事業活動に伴って生じるごみを自らの責任において適正に処理し、使い捨て商品・容器の販売の自粛や包装の簡素化等に努めるものとする。

ウ 再生品の原材料としての利用の促進及び回収体制の整備等、資源化への取り組みを推進するものとする。

6 収集計画

分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物を除く一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）

(2) 家庭ごみの分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、ごみ集積所から収集する。

| 分別項目 | 排出方法 | 収集回数 |
|-----------------|--|------|
| 可燃ごみ | ①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束または2袋まで排出可能。 ③1袋の重量が概ね8kg以内とする。 | 週2回 |
| 空き缶 | ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。 | 月1回 |
| 空きびん | 無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 | |
| ペットボトル | ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 | |
| 廃食用油 | ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 | |
| プラスチック製 容器包装 | ①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。 | 週1回 |
| 金物・小型電化製品 | ①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量が概ね8kg以内とする。 | 月1回 |
| 有害ごみ | 市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 | |
| 埋立ごみ | ①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ①一度に2袋まで、かつ1袋の重量が概ね8kg以内とする。 | |

(3) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は次の方法により処理するものとする。

ア 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。

イ ア以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭ごみとして処理を行う。

(4) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）の処理

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

7 市が収集しないごみ

ア 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

| 品目 | 処理の方法 |
|---|--|
| 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機） | 排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。 |
| 自動車 | 排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。 |
| 自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。） | 排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。 |

イ 処理施設において処理が困難なごみ

| | |
|--|--|
| プロパンガスボンベ （カセット式ボンベを除く。） | 排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。 |
| 消火器 | 排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。 |
| ガソリン、灯油、オイル | 排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。 |
| 自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、ドア、燃料タンク等） | 排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。 |
| バッテリー、ピアノ、農薬などの薬品 | 排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。 |
| その他の処理困難物 | 専門業者に相談するか、又は購入店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理するものとする。 |

8 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

| ごみ種別 | 中間処理計画量 | 資源化計画量 | 施設名 |
|------|-------------------|-------------|-------------|
| 可燃ごみ | (38,800) 38,800 t | (890) 860 t | 磐田市クリーンセンター |

※（ ）内は H29 年度排出見込量

(2) 資源ごみ

| ごみ種別 | 中間処理計画量 | 資源化計画量 | 施設名 |
|-------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 空きびん | (750) 740 t | (735) 735 t | 磐田広域リサイクルセンター |
| ペットボトル | (170) 170 t | (165) 165 t | |
| プラスチック製容器包装 | (1,770) 1,720 t | (1,700) 1,710 t | 中遠広域粗大ごみ処理施設 |
| 金物・小型電化製品 | (800) 880 t | (480) 580 t | |
| 有害ごみ | | | |
| パソコン・携帯電話 | | | |

※（ ）内は H29 年度排出見込量

9 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

| 処理対象物 | 最終処分計画量 | 施設名 |
|-------|-----------------|----------------|
| 埋立ごみ | (740) 775 t | 磐田市一般廃棄物最終処分場 |
| 埋立ごみ | (105) 100 t | 中遠広域一般廃棄物最終処分場 |
| 焼却残渣 | (3,010) 3,040 t | |
| 破碎残渣 | (320) 300 t | |

※（ ）内は H29 年度排出見込量

平成 30 年度ごみ排出量見込 46,750 t

集団回収 3,100 t

| 資源化計画量 | |
|----------|---------|
| 7,615 t | |
| 集団回収 | 3,100 t |
| 空き缶 | 200 t |
| 廃食用油 | 45 t |
| 古紙・古布 | 220 t |
| 空きびん | 735 t |
| ペットボトル | 165 t |
| 容器プラ | 1,710 t |
| 金物・有害・PC | 580 t |
| チップ | 25 t |
| スラグ | 800 t |
| メタル | 35 t |

| | |
|------|-------|
| 埋立ごみ | 875 t |
| 定期収集 | 350 t |
| 直接搬入 | 525 t |

| | |
|------|----------|
| 可燃ごみ | 38,800 t |
| 定期収集 | 24,100 t |
| 直接搬入 | 14,700 t |

| | | |
|------|----------|---------|
| 資源ごみ | | 3,975 t |
| 定期収集 | 空き缶 | 200 t |
| | 空きびん | 740 t |
| | ペットボトル | 170 t |
| | 容器プラ | 1,720 t |
| | 金物 | 400 t |
| | 有害 | 60 t |
| 直接搬入 | 廃食用油 | 45 t |
| | 金物・有害・PC | 420 t |
| | 古紙・古布 | 220 t |

| 直接資源化 | |
|-------|-------|
| 空き缶 | 200 t |
| 廃食用油 | 45 t |
| 古紙・古布 | 220 t |

中間処理
磐田市クリーンセンター
38,800 t

| 中間処理 | |
|----------|---------|
| 空きびん | 735 t |
| ペットボトル | 165 t |
| 容器プラ | 1,710 t |
| 金物・有害・PC | 580 t |

| 資源化 | |
|-----|-------|
| チップ | 25 t |
| スラグ | 800 t |
| メタル | 35 t |

処理残渣 3,040 t

破碎残渣 300 t

※金物・有害の中間処理残渣

| | | | | |
|---------|---------|----------------|------|---------|
| 最終処分計画量 | 4,215 t | 磐田市一般廃棄物最終処分場 | 埋立ごみ | 775 t |
| | | 中遠広域一般廃棄物最終処分場 | 埋立ごみ | 100 t |
| | | | 焼却残渣 | 3,040 t |
| | | | 破碎残渣 | 300 t |

報告事項（H29 取り組み）

◆使用済みスプレー缶の排出方法変更(回収状況)

使用済みスプレー缶の穴開けによる事故を防止し、市民が安心してごみを排出できる環境を整備する

- ・29年4月から、使用済みスプレー缶の穴開けは不要
- ・使い切ってから穴を開けずに、「空き缶」の収集日にスプレー缶専用コンテナへ排出

回収量 平成29年4月～平成30年1月現在 23,572 kg



◆可燃ごみ組成調査の実施

今後のごみ減量施策の参考とするため、内容物の変化や現状把握を行った。

市内7箇所のごみ集積所から可燃ごみを150kg回収し、分類項目ごとに分類し、重量を計測した。

実施日：10月31日（火）

調査結果：生ごみ（未使用・未開封食品、その他生ごみ）39%、紙類（資源、その他紙類）31%、
プラスチック製容器包装 8%、布類 4%、草・木 4%、その他 14%
生ごみ水分率 72.7%

◆ごみ排出困難者の調査

市民が安心してごみを排出できる環境への対策を検討するため、情報収集を行った。

- ・高齢等でごみ排出が困難な方の状況調査を行う（関係課・関係施設に調査）
- ・先進自治体（同規模人口市）への視察（湖西市、鎌倉市、我孫子市）

※資料参照

◆エコ・クッキング教室開催

食品ロス削減に向けて「買い物」「調理」「食事」「片付け」を親子で体験できる教室を開催した。

日 時：平成29年8月19日（土）9時～正午

場 所：豊浜交流センター

講 師：西林 秀晃（東京ガス エコ・クッキングナビゲーター）

参加者：5組 12名（小学生7名、保護者5名）



◆レジ袋削減協定締結(4店舗 計36店舗)

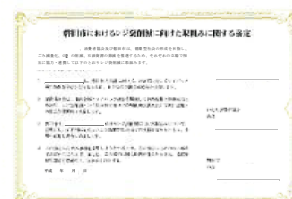
ごみ減量・地球温暖化防止を目的に平成20年から市内小売店32店舗と協定を結び、レジ袋削減に取り組んでいる。今年度新たに4店舗と協定を締結し36店舗となった。

協定はいわた消費者協会と市内小売店、市の三者協定

「新たな協定締結店舗」

- ・クリエイトS・D 磐田今之浦店
- ・食鮮館タイヨー福田店
- ・クリエイトS・D 磐田福田町店
- ・エブリビックデー磐田店

※資料参照



◆イベント参加による啓発活動の実施

1. 軽トラ市 平成 29 年 9 月 10 日 (日)

内容：雑がみクイズ (雑がみ回収の推進)、「我が家の 3 R 宣言！」(3 R 促進)、水切り体験
ブース来訪者 約 100 名

2. インターナショナルフォーラム 2018 平成 30 年 2 月 11 日 (日)

内容：ごみ分別ゲーム、分別アプリ・自己搬入先等紹介チラシを配布
ブース来訪者 約 100 名



◆ごみ減量・リサイクル啓発 DVD の更新

ごみ分別の大切さやリサイクルの必要性への理解を深めるため DVD を製作した。

「主な内容」

年度毎のごみ排出量、水切りや雑がみ回収等啓発、
収集したごみが種類ごとに処理される様子や処理ルートを紹介、
プラスチック製容器包装の分別方法について



◆印刷物での啓発

- ・家庭ごみ収集カレンダー (3 月に全戸配付)
- ・啓発チラシ (2 月 15 日全戸配付) ※別紙
- ・広報いわた

7 月号 …生ごみの水切り促進、エコ・クッキング教室募集、堆肥化容器購入補助お知らせ
10 月号 …雑がみをリサイクルへ、リサイクルステーション回収品目の紹介
10 月号特集 …減らそう！食品ロス、エコ・クッキング教室報告
1 月号 …H28 ごみ排出状況 (排出量、ごみ処理費用等)、分別のお願い

◆堆肥化容器説明書の作成・配付

効率よく堆肥化容器を利用してもらうための案内チラシを作成し、堆肥化容器購入補助申請者へ配付した。

※資料参照

◆ごみ分別アプリ「しっぺいのゴミチェッカー」運用状況

若者や外国人を中心に気軽に利用してもらい、ごみ分別・リサイクル意識の向上を図る。

利用者数：10,600 名 (平成 30 年 2 月末現在)

「主な機能・サービス」

- ・ごみ分別検索 (英語・ポルトガル語にも対応)
- ・収集日お知らせメールサービス (収集日を前日または当日にメールでお知らせ)
- ・リサイクルや補助制度、施設案内等について情報発信



ごみ排出困難者対策に向けた検討について ー現状調査（支援制度利用者・相談者件数）報告ー

調査趣旨

今後高齢化社会がますます進み、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者の増加が予想されています。本市においても、ごみ排出困難者支援策を考えていく中で、現在支援すべき対象者がどの程度存在するか、実態を把握するため関係団体への聞き取り・調査を行いました。

調査概要

○H25年度～H29年度

高齢者世帯数推移、介護保険認定者数推移、現行の支援対策制度、支援者数

○H27年度～H29年12月末

現行支援制度（せいかつ応援倶楽部）のごみ出しに関する支援者数と相談内容

○H27年度～H29年12月末

福祉関係団体（地域包括支援センター）へのごみ出し困難に関する相談件数とその対応

○H27年度～H29年7月末

高齢者への回収コンテナ貸与数、片づけ依頼請件数（民間業者）

調査結果

- ・高齢者人口は14%増加、高齢者のひとり世帯33%増加しており、今後も増加の見込みである。
- ・せいかつ応援倶楽部のごみ出し支援利用者推移は、20件程度で安定している。
- ・ごみ出し困難に関する相談件数は各地域包括センターで、H28年度は10件ほどだったが、今年度12月末現在計30件ほどで増加傾向にある。

以下のとおりの対応が多い

- ①介護保険の訪問介護でごみ出しをお願いする
- ②せいかつ応援倶楽部を利用する
- ③近隣の方に支援してもらう（困難な案件もある）

- ・回収コンテナ貸与（民間業者）件数と空家になって片付け困難な家などからの片付けごみ処理依頼がH27年度は85件がH29年度7月末で97件となっており、増加傾向にある。

まとめ

せいかつ応援倶楽部利用者やごみ出しについての相談件数は今回の調査で大きな増加は確認されませんでした。しかしながら今後、人口は減少しても高齢者人口は増加していく見込みであること、調査結果も暫定的な数字であることから、関係部署と連携をとりもう一步踏み込んだ実態把握が必要だと考えています。今回3市のごみ出し支援事業について視察を行いました。支援を受けている高齢者等からは、「助かっている」との声が多くあるようです。しかし一方では、地域コミュニティの希薄化につながる懸念や支援の可否決定の判断基準が難しい等の課題もあることから、状況の推移を確認していくことや、制度導入の際は、関係部署との連携が取れる体制づくりが必要だと感じました。

視察報告

(参考) 磐田市人口 170,276人 高齢化率 27.2%

【湖西市ふれあい収集】

- ・平成25年9月開始
- ・対象者 65歳以上の高齢者で介護保険制度要支援・要介護の認定者等
- ・湖西市人口 60,133人 利用世帯 34世帯
- ・高齢化率 26.7%

家庭ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、資源物)を戸別で収集。併せて安否確認するサービス。毎週木曜日実施。希望者には専用のバケツを貸与する。



ー収集車ー

AED搭載

全ての世帯のごみを載せる



ー声かけ・回収の様子ー

正規職員 記録・声かけ

非常勤職員 収集と車両運転



ー専用バケツ 45ℓー

玄関前に置かれている

【神奈川県鎌倉市 声かけふれあい収集】

- ・平成13年4月開始
- ・対象者 介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯等
- ・鎌倉市人口 172,072人 利用世帯 490世帯
- ・高齢化率 30.6%

家庭ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、資源物)を戸別で収集。併せて安否確認するサービス。週1回。可燃ごみ、不燃ごみは指定袋を使用し、資源物は分別し半透明の袋へ入れる。声かけは希望の有無に関わらず利用者には必ず行う。

【千葉県我孫子市 ふれあい収集】

- ・平成15年2月開始
- ・対象者 介護保険の要支援、要介護者又は同等の状態と認められる者でおおむね65歳以上の者によって構成されている世帯等
- ・我孫子市人口 132,322人 利用世帯 181世帯
- ・高齢化率 29.5%

可燃ごみは週2回、資源と不燃ごみは隔週で収集を行っている。種目ごとにレジ袋に入れたうえで、ふれあい収集専用袋(市が貸与)に入れ、玄関先など指定場所に出してもらう。希望者へは声かけを行う。

職員の減少により、平成20年度から民間委託を行っている。



ふれあい収集専用袋

※高齢化率・・・総人口に占める65歳以上の割合

※人口・高齢化率はH30年1月末日現在

(第3種郵便物認可)



磐田市とスーパーなど4店舗

レジ袋削減協定締結

磐田市といわした消費者協会は、市内のドラッグストアやスーパー

レジ袋削減に向けた協定を結んだ市内スーパーの店長らと磐田市豊田福祉センターで

「など四店舗と、レジ袋削減に向けた協定を締結した。ごみ減量と地球温暖化防止を目的に二〇〇八年からさまざまな店舗と協定を結んでおり、今回で計三十六店舗になつた。

今回締結したのは、クリエイトエス・ディと磐田今之浦店、同磐田福田町店、食鮮館タイヨー福田店、エブリイビッグデー磐田店。各店ではレジ袋辞退に客に買い物ポイントを付与するなどし、レジ袋の削減に取り組む。

市豊田福祉センターであった締結式で、市と協会、各店長で協定書に調印した。川島あつ江会長は「環境にやさしいまちづくりのため、今後も活動に協力をお願いします」と感謝。各店長は「地域に貢献できれば」と声をそろえた。

(夏目貴史)

●レジ袋削減に向けた取組みに関する協定参加社一覧

| No. | 社名 | 対象店舗 |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 遠州中央農業協同組合 | 磐田南部どっさり市 |
| 2 | | 見付どっさり市 |
| 3 | | ふくの市 |
| 4 | (株)遠鉄ストア | 遠鉄ストア磐田店 |
| 5 | | 遠鉄ストア見付店 |
| 6 | | 遠鉄ストア竜洋店 |
| 7 | | 遠鉄ストア池田店 |
| 8 | (株)JA遠中サービス | Aコープ 豊田中央店 |
| 9 | (株)タカラ・エムシー | マム磐田南店 |
| 10 | | マム竜洋店 |
| 11 | (株)とよおか採れたて元気むら | とよおか採れたて元気むら |
| 12 | (株)バロー | バロー磐田店 |
| 13 | (株)ベイシア | ベイシア磐田豊岡店 |
| 14 | マックスバリュ東海(株) | マックスバリュ磐田中泉店 |
| 15 | | マックスバリュ磐田西貝塚店 |
| 16 | | マックスバリュ磐田見付店 |
| 17 | | マックスバリュ福田店 |
| 18 | | マックスバリュ豊田店 |
| 19 | ユニー(株) | アピタ磐田店 |
| 20 | | ピアゴ上岡田店 |
| 21 | 竜洋環境創造(株) | しおさい竜洋 |
| 22 | (株)パレ | パレマルシェららぽーと磐田 |
| 23 | (株)浜松白洋舎 | 浜松白洋舎北島店 |
| 24 | | 浜松白洋舎豊田店 |
| 25 | | アテナ見付店 削除 |
| 26 | | 浜松白洋舎 洗太ピアゴ 今之浦店 |
| 27 | | ジャブ遠鉄ストア池田店 |
| 28 | | ジャブ遠鉄ストア竜洋店 |
| 29 | | ジャブ遠鉄ストア見付店 |
| 30 | アップルホワイト豊岡店 | |
| 31 | オレンジホワイト貝塚店 | |
| 32 | (株)大光 | アマカ磐田店 |
| 33 | クリエイトSD | 磐田今之浦店 |
| 34 | | 磐田福田町店 |
| 35 | 食鮮館タイヨー | 福田店 |
| 36 | エブリイビッグデー | 磐田店 |

コンポスの使い方

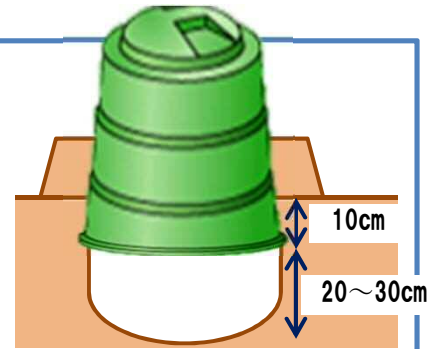
コンポスは、プラスチック製の容器で大きなバケツをひっくり返したような形をしています。畑や庭の土の上に設置し、土中の微生物の働きで生ごみや枯葉などを堆肥にしましょう。

①コンポスを設置する

なるべく日当たりや水はけ、風通しの良い場所を選びましょう。深さ20cm～30cm程の穴を掘り、コンポスを地中10cm位に設置します。容器の周りにはしっかりと土をかぶせて踏み固めます。



- 深く掘ると生ごみがたくさん入ります
- 容器の周りにしっかりと土をかぶせることで、虫の侵入や猫・ネズミ等のほじくり、風などによる転倒を防ぎます



②床を作る

容器の底に枯葉や枯草を敷いて床を作ります。



- 米ぬかを入れると、さらに微生物の活動が活発になり、発酵が促進されます



③生ごみを入れる

水分をよく切った生ごみをコンポストに入れます。この時、スコップ一杯程の土を入れ、よく混ぜ込んでください。生ごみ投入後、乾いた土で覆っておくと悪臭や虫発生の防止に効果があります。※殺虫剤は使わないでください。生ごみの投入を容器がいっぱいになるまで繰り返したら、中身が完熟するまで、投入をやめます。完熟には、季節や投入したものにもよりますが数週間から1か月ほどかかります。

- 発酵分解を促進するポイント
 - ・大きなものは細かくしてから入れること
 - ・水分の多いものは水気をよく切ること
 - ・野菜くず等は新鮮なうちに入れること
 - ・米ぬかや発酵促進剤を入れること



- 堆肥が完熟してくると投入物にかかわらず色が黒くなりカビ臭くなります
- 水分が多い場合は、枯葉や枯草、乾燥した土などを混ぜて調整してください。



入れて良いもの

・野菜くず・残飯
・卵の殻・茶がら
・コーヒーかす
・枯葉・枯草

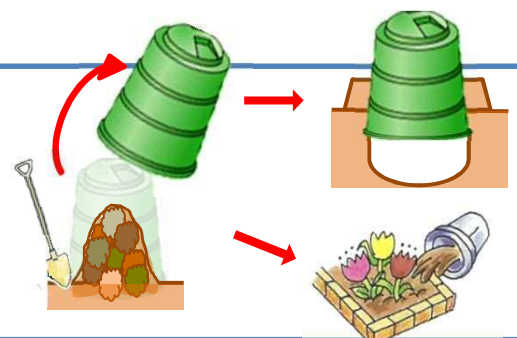
入れてはいけないもの

・腐った生ごみ・タバコ
・肉類・魚類・油もの
・タマネギの皮

④堆肥として使う

容器がいっぱいになったら容器を引き上げ、上部の未発酵の生ごみは移し替えたコンポストに再投入します。

発酵した生ごみは、庭などの土と混ぜて1か月ほどおくと良い堆肥ができます。家庭菜園やガーデニングの肥料としてご活用ください。



コンポスの実際の使用例

コンポストを使用して30年以上の大久保にお住まいのAさんに、堆肥化容器の使用についてお話を伺いました。
コンポストは大小10個ほど、主に畑の横に設置して使用されています。



①容器を置くときに、気を付けたことはありますか？

コンポストは地面から10cmほど地中に埋めています。
浅すぎると生ごみの水が地面に漏れてしまったり、ネズミ等が間から侵入してしまう可能性があるのを気を付けています。



②生ごみを入れる時に工夫していることはありますか？

枝葉等はハサミで5～10cm位に切ってから入れています。
生ごみを投入後は、米ぬかやもみがらを入れてから足踏みしています。



③そのほか工夫していることはありますか？

コンポストに黒い袋をかぶせると堆肥化が早まるような気がします。



④コンポストの使用により、家のごみの量に変化はありましたか？

コンポストを使用して30年以上、4人暮らしですが生ごみを一度もごみとして出したことはありません。
堆肥はあくまで副産物。コンポストは堆肥化を目的としているのではなく、ごみの減量を重視して活用しています。



☆コンポストの使用についてアドバイス！

堆肥作りを主な目的にするなら小さめのコンポストを使うことをおすすめします。小さめのコンポストだと容器の引き上げが楽になります。
また、虫は生ごみを堆肥にするありがたいものだと考えています。

